

# 指定給水装置工事事業者のみなさま

赤村簡易水道から大切なお知らせ

**令和元年10月1日**から  
**指定給水装置工事事業者は**  
**5年ごとの更新**が必要となりました。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、『水道法の一部を改正する法律』が、2019年10月1日に施行されました。これに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります。(下記参照)

※期間内に更新申請されなければ、**失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期限
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年： <u>2020年9月29日まで</u>
H11.4.1～H15.3.31	2年： <u>2021年9月29日まで</u>
H15.4.1～H19.3.31	3年： <u>2022年9月29日まで</u>
H19.4.1～H25.3.31	4年： <u>2023年9月29日まで</u>
H25.4.1～R1.9.30	5年： <u>2024年9月29日まで</u>

初回の更新が近づきましたら、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、ダイレクトメールにて通知をします。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

## ●更新申請に必要な書類

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
  - ②誓約書(様式第2)
  - ③機械器具調書
  - ④給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第3)
  - ⑤選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等の写し)
  - ⑥定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ※様式1～3は電子政府窓口からダウンロードできます。(水道法施行規則を参照)

## ●指定更新手数料

1件につき 10,000円

## ●指定更新の要件は新規申請と同様となります

- ①給水装置主任技術者の選任
  - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
  - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※水道法第25条の3(指定の基準)を準用

## ●指定更新申請時に確認を行います(参考)

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況